

○国家公安委員会告示第三十三号

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第三条、第四条第二項及び第三項、第五条、第七条並びに第九条第二号の規定に基づき、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和三年六月二十五日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示

（申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第一条 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、国家公安委員会又は警察庁長官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信でき

る機能を備えたものとする。

（国家公安委員会に対する申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項を入力する方法）

第二条 規則第四条第二項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合）

第三条 規則第四条第三項に規定する国家公安委員会が定める場合は、国家公安委員会が指定する申請等ごとに、国家公安委員会により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ国家公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

（申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置）

第四条 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として国家公安委員会が定める措置

は、前条に規定する措置とする。

(処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第五条 規則第七条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同条に規定する国家公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(国家公安委員会が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けを希望する旨を届け出る方法)

第六条 規則第九条第二号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けを希望する旨は、規則第四条第一項に規定する方法によって国家公安委員会に届け出るものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。